

# 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)に基づき下記のとおり公示します。

2026年7月1日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

## 記

1. 公示件名:ウクライナ国復興に向けた投資促進情報収集・確認調査(ファスト・トラック制度適用案件)(QCBS-ランプサム型)
2. 競争に付する事項:企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格:企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項:  
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出:  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他:企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称:ウクライナ国復興に向けた投資促進情報収集・確認調査  
(ファスト・トラック制度適用案件)(QCBS-ランプサム  
型)

調達管理番号:26a00446

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年7月1日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1)業務名称:ウクライナ国復興に向けた投資促進情報収集・確認調査(ファスト・トラック制度適用案件)(QCBS-ランプサム型)

(2)業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3)適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。(全費目課税)

(4)契約履行期間(予定):2026年8月～2027年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5)ランプサム(一括確定額請負)型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行います。

## 2. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課  
電子メール宛先:outm1@jica.go.jp

(2)事業実施担当部

中東・欧州部 ウクライナ支援室

(3)日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年7月7日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年7月6日 12時まで
3	質問への回答	2026年7月7日まで

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出	2026年7月10日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2026年7月17日 11時
8	評価結果の通知	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先: <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

### 3. 競争参加資格

#### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

#### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法人は求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代

表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料:

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

#### 5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

##### (1) 質問提出期限

1) 提出期限: 上記2. (3) 参照

2) 提出先 : <https://forms.office.com/r/bmJFBQhtNz>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

##### (2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL:

<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

#### 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限: 上記2. (3) 参照

##### (2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A)

[2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

#### 1) プロポーザル

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

#### 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記2.(3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。

#### 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書(第3章4.(4)に示す項目が含まれる場合のみ)、及び別提案書(第3章4.(3)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.(4)別見積について」のうち、1)の経費と2)~3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。

#### (3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書(第3章4.(3)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)

#### (4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。**

## (2) 評価方法

### 1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙2「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(3)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100 点満点中 60 点を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

( URL:  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

### 2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

#### ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者 1 名の配置)としてシニア(46 歳以上)と若手(35~45 歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

### 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点:最低見積価格=100点
- ② 価格評価点:(最低見積価格/それ以外の者の価格)×100点

#### 4)総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

#### (3)見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額(消費税抜き)は上記2.(3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4)契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点(総合評価点)が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。(低見積価格調査の実施)  
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

## 8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数

ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙1「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 調査の背景

2022年2月のロシアの侵略以降、ウクライナの被害規模は拡大している。世界銀行等が2026年2月に発表した報告書(Fifth Rapid Damage and Needs Assessment。以下、「RDNA5」)によると、ロシアの攻撃によりウクライナが被った被害額を約1,950億USドル、今後10年で必要な復旧・復興のニーズを約5,900億USドルと見込んでいる。被害はウクライナ全土に及び、復旧・復興の取り組みは物流・エネルギー・住宅など多岐にわたっている。これほど膨大な復興需要を公的支援だけで賄うことは不可能であり、持続的な発展を実現するためには、民間の力を活かした産業振興を進めていくことが不可欠である。

RDNA 5では、復旧・復興の最大40%が民間投資で賄われる可能性を示す一方、地政学リスク、サプライチェーン途絶、規制の不確実性などが足かせとなる状況が継続しており、実際に民間資金が流入するためには、リスク分担、長期資金、案件形成支援、制度整備が不可欠であると強調されている。さらに、膨大な復旧・復興需要に対応するためには、案件に供給可能な資金の「量」と「スピード」の双方を確保する必要があり、公的予算・二国間支援に加えて、民間企業がアクセス可能なプライベート・ウィンドウの拡大も必要である。

かかる背景を踏まえ、ウクライナ復興では、「公的資金の不足」と「民間企業参入リスク認識の高さ」という制約を乗り越えて、長期の復旧・復興需要に対して、公共・民間双方の資金を素早く・大規模に動員するための基盤を整える必要があり、民間企業がアクセス可能な資金の重要性が極めて高い。

日本はこれまで、困難な状況が続くウクライナに対し、市民生活を守り、復旧・復興を進めるために、財政支援・機材供与・人材育成などの支援を展開してきている。それらの取り組みと並行して、中・長期の復興と成長を見据えたビジネス振興に資す

る取り組みの重要性が高まっており、企業を含めた日本・ウクライナ民間セクターの動員と協業を促す触媒的な仕掛けづくりが急務である。

## 第2条 調査の目的と範囲

本調査は、ウクライナの復興に資する日・ウクライナ企業等の連携事業を促進するため、連携事業に対してウクライナ国内で資金拠出を可能とする資金フローの形成・強化に資する取り組みを検討するための、事前情報を整理・収集することを目的とする。

## 第3条 調査実施の留意事項

### (1) 受注者の渡航

1) 受注者によるウクライナ渡航を調査実施の前提とする<sup>2</sup>。調査期間中のウクライナ渡航回数について、安全対策や現地 JICA 事務所の出張受入体制を勘案し、ウクライナへ合計 2 回(1 回あたり 2 名)を想定する。限定的な渡航機会を戦略的に活用すべく、自律的に業務を遂行できる業務主任者、副業務主任者、もしくは同等の団員の渡航を前提とする。

2) ウクライナ渡航に際しては JICA が実施する「セルフ・ディフェンス研修(実技)」の受講が必須となる。そのため、渡航可能性のある業務従事者は、業務開始後の初期段階で右研修を受講する。

3) 渡航先は、キーウ及びリヴィウ等、渡航時点での JICA 安全対策措置にて渡航可能な地域に限定する。

### (2) ローカルリソースの活用

1) 渡航回数が限定的であるため、調査業務や先方関係機関との協議は遠隔での実施が主となる。そのため、現地リソース(本契約の業務従事者としての配置、現地専門家の特殊傭人としての傭上、現地コンサルタントへの再委託など)を有効に最大限に活用の上で実施する。

2) ウクライナ人や他のリソースを活用する際も、邦人及び第三国からの渡航と同様に適切な安全配慮を行う。

---

<sup>2</sup> 共同企業体での参画の場合、共同企業体を構成する社ごとのウクライナ渡航に関するスタンスをプロポーザルに記載する。

### (3) 発注者の仮説について

調査目的に記載した、「連携事業に対してウクライナ国内で資金拠出を可能とする資金フローの形成・強化に資する取り組み」について、発注者としては、ウクライナ中央省庁傘下の融資機能を有する機関を実施機関候補とし、当該候補機関経由でウクライナの市中銀行に資金が回り、当該資金がウクライナで行われるウクライナ企業と日本企業の協業に活用されることで、両国の協業を促進する取り組みを仮説的に検討している(かかる検討を以下、“仮説”という)。受注者は、“仮説”を念頭におきつつ、本調査を実施する。

### (4) 日本国内の出張について

下記「第4条 調査の内容」のうち、特に(3)や(7)の検討において、日本ウクライナ協業の対象案件への検討の制度を深めるために、必要に応じて日本国内出張を実施し、候補となりうる案件に係る企業や団体と意見交換を行う。調査期間中、2回程度の日本国内出張を念頭に置く。

## 第4条 調査の内容

### (1) インセプション・レポートの作成・説明・協議

発注者と協議のうえ、既存資料の確認、調査の実施方針・内容・手法・作業計画を検討し、インセプション・レポートを作成し、発注者の承認を得る。加えて、下記(2)以下に示す多岐にわたる検討が必要となり、また、遠隔での調査も主体となるため、効率的かつ効果的な調査方法、手順、団員間の役割分担等をインセプション・レポートにまとめる。

インセプション・レポートは、発注者と協議し了承を得たのち、ウクライナ側関係機関との初期段階の協議資料とする。

### (2) 復興需要評価(マクロ・セクター別)及びウクライナにおける民間企業連携候補事業の初期検討

調査初期段階において、ウクライナの復旧・復興に関する全体的な投資需要と、資金流入の状況を俯瞰的に把握し、“仮説”の元での資金拠出対象や形成支援対象となり得る案件候補の発掘に向け、以下の基礎情報の分析・整理を行う。復旧・復興需要が膨大かつ多岐にわたることから、分析・整理には、定量的視点のみならず、有識者見解等を踏まえ(受注者が選定し、意見交換を実施)、日本が戦略的に有意・重要な分野等の、定性的視点も踏まえる。

### 1) 復興需要の全体像の把握と整理(マクロ・セクター別)

国際機関(世界銀行や国連機関等)及びウクライナ政府による既存の公開データを踏まえ、ウクライナにおいて復興が必要な主要セクター(例:エネルギー、住宅、輸送・物流、産業基盤、デジタル・公共サービス等)ごとの投資需要の全体像を整理する。当該整理にあたっては、厳密な数値推計に限定せず、概算的な規模感や相対的な重要度の把握を重視する。

### 2) 資金供給状況及び資金ギャップの整理

上記1)に対し、既に資金供給の目途が立っている部分と、現時点で十分な資金手当てがなされていない部分を区分し、セクター別・類型別に資金ギャップの構造を整理する。既に資金供給の目途が立っている部分については、その財源(ウクライナ政府予算、二国間支援、国際金融機関、民間資金等)および資金の性質(補助金、融資、保証等)を把握・整理する。また、十分な資金手当てがなされていない部分については、現在のウクライナへの投資判断時に議論が生じうる一般的なリスク(為替・資金回収・制度運用等)を整理したうえで、資金手当ての課題(資金不足、資金の流れの目詰まり、リスク構造の未整理等)とリスク低減策の現状を把握・整理する。

### 3) 民間企業の参加余地に関する評価

上記の分析結果を踏まえ、民間企業の関与余地や参画可能性が相対的に大きい分野・領域について、技術的観点(民間技術・ノウハウの活用が不可欠な領域)、資金的観点(民間資金の動員が想定される領域)、制度的観点(PPP、委託、EPC等の事業スキームが成立し得る領域)からの評価を行う。

さらに、ウクライナの復興需要へのアクセスにおいては、欧州企業との競争も前提になる点を踏まえ、欧米企業の資金・制度・地理的特性を踏まえた競争優位性、劣位の要因整理等に関する分析をしたうえで、日本企業の参入可能性が高い領域(日本企業の強みが生きる、既存の日ウの枠組みが機能しうる等)と低い領域(多数の欧州企業が先行している等)を整理する。

### 4) 日本・ウクライナ協業候補の初期検討

上記分析結果を踏まえ、“仮説”の枠組みの下での実施が期待できる、下記事業について、案件類型や分野テーマを中心として、協業候補案件の初期的な検討を行う。

- (i) 日本企業とウクライナ企業の共同研究事業
- (ii) 日本企業の現地進出の初期投資
- (iii) ウクライナ企業による日本製機材の購入

## 5) 他国の取り組みの整理

特に欧米各国を中心とした各国が実施中・組成中の取り組み(下記に2件を例示する)を整理・分析・分類し、連携可能性を検討するとともに、日本の取り組みとの差別化を図れる点を検討する。

### (i) Industrial Ramstein

独・ウクライナ両政府中心に組成された、ウクライナ企業によるドイツ製機材購入を促進するファイナンスメカニズム。

### (ii) US-Ukraine Reconstruction Investment Fund

米・ウクライナ政府による枠組みで、ウクライナ国内での多分野の事業に投資をする官製ファンド。

## (3) 仮説の検証と精緻化

“仮説”について、下記の点を整理する。

### 1) ステークホルダー・エコシステム整理

ウクライナ政府(中央・地方)、ドナー、規制当局、ウクライナの産業団体、実施主体(事業者、企業)等の役割・関心・連携可能性を整理し、“仮説”の設計及び活用に関するウクライナ側のステークホルダーを整理する。

### 2) 規制・制度・コンプライアンス調査

投資・運用に関わるウクライナの関係法令(ファンド法制、外為・制裁、輸出管理、公共調達、個人情報・データ移転、ESG やサステナ基準等)を調査し、遵守枠組み及び留意点を整理する。

### 3) 実施機関候補及び関係機関の能力評価

運営主体候補となる実施機関及び各関係者の組織体制、実績などを整理し、本事業実施機関及び関係機関としての能力を分析するとともに、課題を整理する。

### 4) 運営体制(運用者機能)設計

“仮説”の下で実施される案件の運営に際して、実施機関や関連機関(運営者機能)に求められる機能要件、投資委員会、利益相反管理、情報開示、内部統制の設計を提案する。

#### 5) 優良案件選定の仕組みの評価

“仮説”の中で優良案件を選定する仕組みを評価・分析するとともに、仕組みの強化(実施機関の能力、関連法規、スキーム上のルール設定等)が必要な項目及び方法を洗い出しする。

#### 6) 日本側のステークホルダーの整理

JICAが“新規の協力の仮説”の検討を進める際に、より大きな協力成果発現の観点から連携が望ましい日本の機関及び各機関の現状のウクライナ向けの取り組みを整理するとともに、“仮説”下での連携の在り方を検討する。

#### 7) 代替策の提案

初期的な調査結果を踏まえて、“仮説”を精緻化するとともに、必要に応じて代替策を分析する。関連法規・ODAのルール・ウクライナ側の実施機関能力等を鑑みて実行可能と考えられる“仮説”(ver.2)を作成する。

### (4) JICA 事業検討の前提条件整理

#### 1) 事業検討の前提条件整理

“仮説”(ver.2)(以下、「ver.2」の表記は省略)のもとでJICA事業を実施する場合の、事業背景・目的、事業評価の運用・効果指標を整理する。また、事業の技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要な事業内容(金額規模)につき検討を行い、必要な事業費の規模感を積算する。合わせて、事業の成果・目標を達成するために必要なウクライナ政府側負担事項、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを整理する。

#### 2) 実行ロードマップ

“仮説”のもとでの事業形成期間、実施に向けた諸条件の整備期間(法設計、合意形成等)、開始後のモニタリング期間を盛り込んだ全体工程案として作成するとともに、マイルストーン、クリティカルパス、リスク・バックアップ計画を整理する。

#### 3) 日本側の実施体制・モニタリング体制の検討

“仮説”のもとでの事業を実施する場合、JICAを中心とする日本側機関が実施監理・モニタリングを適切に行うために必要な体制・フォロー事項・整理事項について分析する。

## (5) “資金協力仮説”の元での資金フローの詳細検討

“仮説”の検討の結果、資金協力が可能性が見いだせる場合(以下、“資金協力仮説”)、案件検討の前提条件として、下記の詳細を検討する。

### 1) 資金フローの検討

“資金協力仮説”で対象とする案件類型、対象企業・団体、対象費目、適格要件及び除外要件を整理する。また、案件発掘、申請、審査、採択、契約、資金実行、実施後モニタリングまでの基本フローを整理し、案件選定基準や必要書類、審査チェックリスト、ネガティブリストの案を作成する。

あわせて、JICA、先方政府、実施機関、必要に応じて金融仲介機関、最終受益者等の役割分担、資金フロー、意思決定フロー、想定される契約・合意関係を整理する。

なお、ローン、グラント、保証、利子補填、又はこれらの組合せについて、対象、供与条件、上限額、期間、自己負担、返済・精算方法、資金使途確認方法の基本案を整理する。

### 2) リスク管理フレーム

“資金協力仮説”におけるリスク(信用・為替・戦争/安全保障・政治・規制・為替・需要・ESG・環境社会配慮・サイバー・情報管理)に対する管理手法(保証、保険、リスク分担、ヘッジ、資金実行停止、案件除外、返還請求、契約解除等)を設計する。

### 3) 運用・調達・透明性確保の方策検討

“資金協力仮説”の運用、調達、資金使途確認、開示、監査、不正防止、制裁遵守、AML/CFT、反汚職、ESG スクリーニング、サイバー・情報保護に係る基本的な運用方針を整理する。

また、実施機関及び必要に応じた金融仲介機関から JICA への報告様式・主要指標(件数、実行額、延滞率、開発効果等)、報告頻度、現地確認、第三者確認、事後評価の基本方針を整理する。

### 4) 資金調達戦略の検討

“資金協力仮説”を梃子として、ウクライナ政府による協調的な予算措置、既存保証制度、他ドナーまたは金融仲介機関の自己資金による協調融資、並びに、市場資金・民間出資との接続可能性を検討する。

## (6) 技術的支援のメニュー検討

“仮説”や“資金協力仮説”の成果拡大・効果発現のために有効と考えられる技術的支援(ガバナンス・透明性確保、実施機関の能力強化、日ウ連携促進の仕掛け、ウクライナの開

発金融全体の実施促進等)のメニューを必要な期間・対象とする機関などを含めて提案する。

## (7) 協業候補案件の精緻化と発掘

### 1) 協業候補案件の整理

上記(2)から(6)の調査結果も踏まえつつ、“仮説”や“資金協力仮説”と連携が期待される案件候補を整理する。候補ごとに、既存のファイナンススキームも含めて、実現への戦略・出口戦略を策定するとともに、“資金協力仮説”の支援対象案件としうるもの(短期間で投資可能な事業と中期の組成見込み案件)をリスト化する。

### 2) 候補案件の将来的広がり基礎検討

ウクライナで復興に資する日本ウクライナ協業が組成された場合、同協業は「EU 新規加盟・候補国市場(モルドバ、ジョージア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア、アルバニア、北マケドニア等)」や「中東復興(シリア、ガザ等)」や「日本で災害が発生した際の日本の復興」にも貢献・展開しうる可能性がある。

かかる点を踏まえ、「EU 新規加盟・候補国市場」「中東復興」「日本の災害発生時の日本の復興」での市場の規模感、貢献が期待できるセクター、参入障壁等の概観を俯瞰・整理したうえで、1)の候補案件の将来的な広がりについて基礎検討を行う。

## (8) 成果物の報告一式のとりまとめ・提案書作成

全ての調査結果を統合してファイナル・レポートとして取りまとめる。

## 第5条 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書及び想定する数量は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。このうち「ファイナル・レポート」を最終成果品とする。なお、以下の数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形式	部数
インセプション・レポート	契約締結後10営業日以内	日本語、英語	電子データ	—
ドラフトファイナル・レポート	2027年1月15日	日本語	電子データ	—

ファイナル・レポート(要約版を含む)	履行期限末日	日本語、英語	電子データ及びCD-R	CD-R 日本語 3部、 英語 3部
--------------------	--------	--------	-------------	--------------------------

報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。ファイナル・レポートは、履行期限のおよそ1ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

#### 第6条「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項  
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	渡航機会とローカルリソースを戦略的に活用した業務実施方法。特に、①限定的な渡航機会を調査のどの段階で、どのように有効活用するか、②渡航が限定的な中で、ウクライナのローカルリソースをどのように活用して関係機関との関係構築や情報収集を図るか、③戦況の一時的激甚化等で仮に当初計画していた時期の渡航が叶わない場合の代替案	第3条(1)及び(2)
2	“仮説”の深堀方針・代替案検討方針・リスクや留意点の分析方針	第3条(3)及び第4条(3)
3	協業候補案件の発掘と精緻化への取り組み方針	第4条(7)

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

① ウクライナでの業務、もしくは欧州地域にて実施したウクライナ支援を目的とした業務。特に、2022年2月のロシアの侵略以降の、ウクライナ関連業務(ウクライナへの渡航のみならず、本邦や第三国から実施したウクライナ関連業務の経験)と経験を評価します。

② 民間資金動員支援に関する類似業務経験を評価します。

③ ①と②の双方に合致する業務経験(ウクライナもしくは欧州地域にて実施したウクライナ支援で、民間資金動員支援に関するもの)があれば、高く評価します。2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1)及び2)を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙2プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価し

ます。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者／〇〇)格付の目安(2号)】

- ① 対象国及び類似地域: ウクライナ国及び欧州地域
- ② 語学能力: 英語

## 2. 業務実施上の条件

### (1)業務工程

2026年8月上旬より業務を開始し、2027年2月中旬まで調査を実施する。

### (2)業務量目途

1)業務量の目途 約18.66人月

2)渡航回数を目途 延べ4回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3)配付資料／公開資料等

なし

### (4)対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無(特に省庁や民間企業関係者との協議は、英語での実施が可能なケースが多い。他方で、日常言語はウクライナ語であり、協議先機関や担当者によっては、英語を得意としないケースも想定されたため、その際は通訳の備上を検討すること。)
3	執務スペース	無
4	家具(机・椅子・棚等)	無
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

## (5)安全管理

1)現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウクライナ事務所などにおいて現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を行います。十分に現地情報を収集し、安全リスクへの対応が取れるよう、体制の強化をお願いいたします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いいたします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2) 現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。  
3)本業務再委託先のローカルコンサルタント等が、「外務省渡航情報危険レベル 3 以上の地域」もしくは「JICA 安全対策措置による渡航禁止地域」(以下、「危険地域」という。)において再委託業務を実施することが想定される場合は、以下の事項について確認し、契約書に明記してください。

- ① 再委託先が、その業務従事者への安全配慮も含め、自身の責任で再委託業務を実施する。
- ② プロポーザルの作成にあたっては、現地で想定される危険に対し、受注者が必要と考える安全対策の手段を明示し、そのための必要経費を計上する。
- ③ 上記及び JICA 中東・欧州部、JICA ウクライナ事務所の指示を踏まえた受注者からの指示に基づき、再委託先はその業務従事者に対する安全対策を履行することを規定する。本業務実施中に業務対象地での安全性に懸念が生じ、JICA が対象地の変更や業務の一時中断を含めた判断を行った場合、再委託先は JICA からの指示を踏まえた受注者からの連絡に従う。また、再委託先が安全確保を第一とする観点から業務を中断した場合、速やかに受注者に報告し、受注者は JICA 中東・欧州部及び JICA ウクライナ事務所に報告する。
- ④ 現地における法令及び契約慣行をふまえ、必要に応じて、使用者(発注者)の免責について付記する。

4)再委託業務により、再委託先の業務従事者が危険地域に渡航し、あるいは業務に従事することが予期される場合は、受注者は再委託先と以下の対応について確認し、合意してください。

- ① 再委託先は、現地の警察、軍、治安関係者、その他のソースからの安全情報を収集し、必要なアドバイスを受ける。

- ② 再委託先の業務従事者は、携帯電話等の連絡手段を確保し、常に委託先と連絡を取ることを確保する。
  - ③ 再委託先の対象地域での活動・地域間の移動は原則として日の出から日の入りの間とする。
  - ④ 再委託先の業務従事者の現地での活動計画について、原則 1 か月先までの活動計画書を常時受注者および受注者を通じて JICA 中東・欧州部及び JICA ウクライナ事務所の案件担当者に共有する。
  - ⑤ 再委託先の業務従事者の緊急連絡先を受注者、及び受注者を通じて JICA 中東・欧州部及び JICA ウクライナ事務所に共有する。
- 5) 再委託先が上記の安全対策を順守できるかどうか確認するため、再委託先を決定する前段階で、JICA 中東・欧州部に再委託先候補の共有を行ってください。必要に応じて、JICA から同候補の評価や追加安全対策等助言をさせて頂く場合があることをご了承ください。

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2:報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価(月額上限額)」を参照してください。

#### (2) 契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合(又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

#### (3) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としま

すので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

#### **【上限額】**

**88,403,000円(税抜)**

※ 上記の金額は、下記(4)別見積としている項目、及び(5)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

#### (4)別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1)直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2)上限額を超える別提案に関する経費
- 3)定額計上を指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

#### (5)定額計上について

**■本案件は定額計上があります(248,000円(税抜))。**

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積

としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	安全対策経費	—	248,000 円	戦争特約保険	旅費(戦争時特約保険料)

#### (6) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください(千円未満切捨て不要)。

#### (7) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

#### (8) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

#### (9) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

#### (10) ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

別紙2: プロポーザル評価配点表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1)類似業務の経験	6	
(2)業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア)各種支援体制(本邦/現地)	3	
イ)ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2)作業計画等	(5)	
ア)要員計画	-	
イ)作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1)業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア)類似業務等の経験	10	4
イ)業務主任者等としての経験	4	2
ウ)語学力	4	1
エ)その他学位、資格等	2	1
2)副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア)類似業務の経験	-	4
イ)業務主任者等としての経験	-	2
ウ)語学力	-	1
エ)その他学位、資格等	-	1
3)業務管理体制	(-)	(4)